

令和5年4月
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和5年4月25日

令和5年4月総会議事録

開 会 期 日	令和5年4月25日(火)				
開 催 場 所	鳩山町役場305・306会議室				
開議及び宣言者	午後1時39分	会長(議長)	金子茂雄		
閉議及び宣言者	午後2時18分	会長(議長)	金子茂雄		
議 長	会長 金子茂雄				
農 業 委 員 応 招 状 況					
1	恩 田 政 行	出 席	6	根 岸 郁 子	出 席
2	石 井 利 幸	途中出席	7	金 井 幸 雄	出 席
3	小 鷹 隆 石	出 席	8	戸 口 英 子	出 席
4	小 林 三 千 雄	出 席	9	中 原 哲 彦	出 席
5	飯 島 千 春	出 席	10	金 子 茂 雄	出 席
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況					
1	畑 誠	出 席	4	宮 崎 広 幸	出 席
2	保 積 幸 明	出 席	5	吉 岡 只 正	出 席
3	小 久 保 光 男	出 席	6	田 島 健 一	出 席
議 題	農地法の規定に基づく諸申請の審議の件				
傍聴者数	なし				
<p>参 与</p> <p>●事務局出席者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉澤祐一 事務局長 ・村本亮 書記 ・馬場紫野 担当 					

[開会の宣言] 午後1時39分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は9名、農地利用最適化推進委員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年4月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

[議事日程の報告]

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

[議事録署名委員の指名]

◎金子会長

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。
本日の定例総会の議事録署名委員は、4番・小林三千雄委員、5番・飯島千春委員を指名いたします。
お願いいたします。

[会期の決定]

◎金子会長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。ご異議はございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

[諸般の報告]

◎金子会長

日程第3、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

埼玉県農業会議の第5回臨時総会が3月29日に書面会議により開催され、全議案が可決・承認されました。

以上、報告とさせていただきます。

[日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和5年4月7日受付。

資料番号1、大字赤沼[]、地目、田、面積、1,146 m²。譲受人 []
[]。耕作地、43a、労働力、

3。譲渡人 []。

転用目的：所有権移転。

面積合計、田、1,146 m²。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員は遅れて出席すると連絡を受けておりますので、この件につきまして、町内全域担当の中原農業委員よりご説明をお願いできますか。

◎中原委員

町内全域担当の中原です。

それでは、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、3,221㎡の借入地があり、全ての土地が良好に管理・耕作されております。

譲受人は法人のため、借入地については、条件付貸借により借入れたものでございましたが、現在は農地所有適格法人の要件を満たしており、今回、新たに耕作面積の拡大に向けて所有権移転の申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

では、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請地周辺につきましては譲受人の借入地があるため、農地取得により農作業の効率化が図られると思われま

す。また、本申請地では水稻作付の計画となっておりますが、農作業に必要な田植機などの機械は所有しております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。

◎金子会長

事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については中原農業委員から、また吉岡推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真上段でございます。

先ほど中原委員からご説明がありましたが、農地を所有することができる法人は、農地所有適格法人のみとなります。一般法人の場合には農地を解除条件付きとして貸借をすることができますが、所有することは出来ない事となっております。

譲受人はこれまでは一般法人として貸借していましたが、今年3月に農地所有適格法

人の要件を満たしたことから、今回の農地法第3条申請が提出されました。
以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。
[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。
これにて、質疑を終結いたします。
これより、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての
資料番号1の採決を行います。
本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1は許可することに決定いたしました。

[日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による
許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての
資料番号2を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読の前に、議案第2号並びに議案第3号につきましては譲受人が同一であり、関連性がございますことを申し添えいたします。

◎書記

朗読します。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。
令和5年4月7日受付。

資料番号2、大字高野倉[]、地目、畑、面積、548㎡。譲受人 []
[]。耕作地、107a、労働力、1。譲渡人 競売物件の為

譲渡人なし。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、548 m²。

◎金子会長

この件につきまして、下熊井・高野倉地区担当の小鷹農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎小鷹委員

下熊井・高野倉地区担当の小鷹です。

それでは、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、10,231 m²の所有農地があり、全ての土地が良好に管理・耕作されております。

本申請は裁判所の差し押さえにより競売物件となった農地を取得するための申請でございます。

現在、落札等が済んでおりますので、本申請の許可により権利の移転ができることとなります。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎小久保委員

高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保です。

では、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請地は、譲受人の■■■や所有地の近くに位置しているため、農地取得後は農作業の効率化が図られると思われまます。

本申請地では「イチジク」を作付けする計画ですが、現在は所有地において作付け・収穫ができていることを確認しており、今後の作付けについても収穫が見込まれる状況でございます。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については小鷹農業委員から、また小久保推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

本申請地は、裁判所の差し押さえにより競売物件として入札が行われた土地でございます。競売物件による農地取得についても、農地法第3条許可が必要となり、全部耕作要件など同様の要件を満たしている場合に入札に参加できることとなります。

要件の確認については、この後「専決処分の報告」においてご報告いたします「買受適格証明」により証明され、落札後には農地法第3条の規定による申請により許可を得る必要がございます。

また、競売物件は譲渡人がおりませんので、譲渡人の欄は空欄になってございます。申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真2段目でございます。

申請地は現在良好に管理されている状況でございますが、農地取得後は譲受人による果樹の作付け予定と聞いております。

資料2ページ目の所有地の欄では畑が5,041㎡、樹園地が434㎡となっております。こちらが現状の面積でございます。3ページの作付け予定の欄については、畑が3,505㎡、樹園地が2,518㎡となっております。こちらについては、取得予定の農地は樹園地として活用し、現在耕作中の畑についても一部を樹園地として活用予定であることから面積が異なっているものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2は許可することに決定いたしました。

[日程第6、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第6、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号3を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和5年4月7日受付。

資料番号3、大字高野倉 [REDACTED]、地目、畑、面積、116 m²。譲受人 [REDACTED] [REDACTED]。耕作地、108a、労働力、1。譲渡人 競売物件の
為譲渡人なし。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、116 m²。

◎金子会長

この件につきまして、下熊井・高野倉地区担当の小鷹農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎小鷹委員

下熊井・高野倉地区担当の小鷹です。

それでは、議案第3号、資料番号3の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は、先ほどの議案第2号で審議していただいた内容と同様の案件でございますが、競売物件の物件番号が筆ごとに分かれている事から、農地転用申請も分けて申請をしているものでございます。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎小久保委員

高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保です。

意見等は特にございません。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第3号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については小鷹農業委員からご説明いただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真の3段目でございます。

なお、本申請では、資料2ページ申請書別添の所有面積、並びに経営計画書においては、経営面積や経営試算は議案第2号の農地を含めた内容となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号3の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号3は許可することに決定いたしました。

[日程第7、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第7、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号4を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読の前に、議案第4号並びに議案第5号につきましては譲受人が同一であり、関連性がございますことを申し添えいたします。

また、両議案につきまして、議案書の労働力は3の誤りでございますので、恐れ入りますが修正をお願いいたします。申し訳ございません。

◎書記

朗読します。議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和5年4月7日受付。

資料番号4、大字高野倉 [REDACTED]、地目、畑、面積、678 m²。譲受人 [REDACTED] [REDACTED]。耕作地、198a、労働力、3。譲渡人 競売物件の為譲渡人なし。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、678 m²。

◎金子会長

この件につきまして、下熊井・高野倉地区担当の小鷹農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎小鷹委員

下熊井・高野倉地区担当の小鷹です。

それでは、議案第4号、資料番号4の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、11,381 m²の所有農地と、7,786 m²の借入地があり、全ての土地が良好に管理・耕作されております。

本申請は議案第2号及び第3号と同様に、裁判所の差し押さえにより競売物件となった農地を取得するための申請でございますので、本申請の許可により権利の移転ができることとなります。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎小久保委員

高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保です。

では、議案第4号、資料番号4の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請地は、譲受人の[]や所有地の近くに位置しているため、農地取得後は農作業の効率化が図られると思われま

す。譲受人は現在、水稻や野菜、果樹を作付けしており、本申請地では「イチジク」を作付けする計画となっております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第4号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については小鷹農業委員から、また小久保推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

本申請地は、議案第2号及び第3号と同様に、裁判所の差し押さえにより競売物件として入札が行われた土地でございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真4段目でございます。

申請地は遊休農地でございましたが、既に解消作業がされた状況でございます。農地取得後は譲受人による果樹の作付け予定と聞いております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ただいま、石井委員がお見えになりましたので、会議への出席を許可します。このため、出席農業委員が10名となりますのでご了承ください。

◎金子会長

補足説明ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号4の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号4は許可することに決定いたしました。

[日程第8、議案第5号、農地法第3条第1項の規定による
許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第8、議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号5を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。
令和5年4月7日受付。

資料番号5、大字高野倉 [REDACTED]、地目、畑、面積、1,542 m²。譲受人 [REDACTED]
[REDACTED]。耕作地、213a、労働力、3。譲渡人 競売物件の為譲
渡人なし。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、1,542 m²。

◎金子会長

この件につきまして、下熊井・高野倉地区担当の小鷹農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎小鷹委員

下熊井・高野倉地区担当の小鷹です。

それでは、議案第5号、資料番号5の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は、先ほどの議案第4号で審議していただいた内容と同様の案件でございますが、競売物件の物件番号が分かっていることから、農地転用申請も分けて申請をしているもんでございます。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎小久保委員

高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保です。
意見等は特にございません。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第5号の補足説明をさせていただきます。
事業説明については小鷹農業委員からご説明いただいたところでございます。
申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真は一番下の1枚でございます。

なお、本申請では、資料2ページ申請書別添の所有面積、並びに経営計画書においては、経営面積や経営試算は議案第4号の農地を含めた内容となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号5の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号5は許可することに決定いたしました。

[日程第9、専決処分の報告について]

◎金子会長

日程第9、専決処分の報告2件を議題といたします。

報告資料番号1及び報告資料番号2の買受適格証明について、事務局の報告をお願いいたします。

◎書記

ご報告いたします。

報告1、買受適格証明について。

令和5年2月27日受理。

報告資料番号1、大字高野倉 [REDACTED]、地目、畑、面積、548 m²。同じく高野倉 [REDACTED]、地目、畑、面積、116 m²。同じく高野倉 [REDACTED]、地目、畑、面積、1,542 m²。同じく大字高野倉 [REDACTED]、地目、田、面積、1,974 m²。申請者 [REDACTED]。

事由：競売物件の買受の申出。

報告2、買受適格証明について。

令和5年2月14日受理。

報告資料番号2、大字高野倉 [REDACTED]、地目、畑、面積、678 m²。同じく大字高野倉 [REDACTED]、地目、畑、面積、1,542 m²。申請者 [REDACTED]。

事由：競売物件の買受の申出。

◎金子会長

この件につきましては、専決処分の報告ですのでご了承願います。

[閉会の宣告] 午後2時18分

◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

◎石井委員

よろしいでしょうか。

◎金子会長

石井委員どうぞ。

◎石井委員

本日は出席が遅れましたこと、お詫び申し上げます。

◎金子会長

ありがとうございました。

そのほかないようでしたら、以上で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、今定例総会は閉会することに決定されました。

お疲れさまでした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに
署名・捺印する。

令和5年5月25日

会長 金子 茂雄 

委員 小林三千雄 

委員 飯島 千春 